

議案第141号

ノートパソコン及び薄型軽量ノートパソコンの取得について（総務局ほか10所属分）

庁内情報利用パソコンの機種更新をするため、次の機器を買い入れる。

- |   |        |  |             |        |
|---|--------|--|-------------|--------|
| 1 | 物      | 件                                      | ノートパソコン     | 1,787台 |
|   |        |  | 薄型軽量ノートパソコン | 325台   |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都港区芝3丁目8番2号芝公園ファーストビル<br>リコージャパン株式会社 |             |        |
| 3 | 契約金額   | 171,498,624円                           |             |        |
| 4 | 納入期限   | 令和6年2月29日                              |             |        |

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説明

ノートパソコン及び薄型軽量ノートパソコンを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。